

## 生駒市貸切バス事業者支援事業（燃料油価格高騰対策）補助金交付要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症流行の長期化及び燃料油価格高騰により厳しい経営環境にある貸切バス事業者に対し、予算の範囲内で生駒市貸切バス事業者支援事業補助金を交付することにより、燃料油購入の負担軽減を通じて事業の継続及び安定運営が図られるよう支援することを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱において、貸切バス事業者とは、本市内で道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業に掲げる事業を行う者をいう。

### （交付の対象）

第3条 補助金交付の対象となる貸切バス事業者は、次の各号に該当する者とする。

- （1）本市内に営業所を有していること。
- （2）事業継続の意志を有していること。
- （3）代表者、役員及び従業員が生駒市暴力団排除条例（平成23年12月28日条例第29号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又は暴力団関係者でないこと。

### （補助金の額）

第4条 貸切バス事業者に対する補助金の額は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下「補助対象期間」という。）において、奈良運輸支局で自動車登録されており、使用の本拠の位置を本市内の営業所とする一般貸切旅客自動車運送事業を行った車両の走行した距離（キロメートル）の合計を、7.4で除し、24.1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を証する書類の写し
- (2) 本市内に営業所を有することを証する書類の写し
- (3) 補助事業を実施する全ての車両について、自動車登録番号又は車両番号が確認できる一覧表
- (4) 前号の車両について、奈良運輸支局で自動車登録され、使用の本拠の位置を本市内の営業所とすることが確認できる書類等
- (5) 誓約書兼事業計画書（様式第2号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付が不適當であると認めるときは、速やかに通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第7条 前条の規定による通知を受けた申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第4号）その他市長が必要とする書類を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認め

るときは、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は、補助事業実施後、次に掲げる書類により市長に実績を報告しなければならない。

- (1) 実績報告書(様式第5号)
- (2) 補助金交付対象車両・輸送実績一覧(様式第5-1号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の報告については、補助対象期間に応じ、次のとおり提出するものとする。

補助対象期間	4月～9月	10月～3月
報告内容	令和4年4月1日から9月30日までの輸送実績	令和4年10月1日から令和5年2月28日までの輸送実績及びそれに6/5を乗じたもの

(補助金の額の確定等)

第9条 市長は、前条の規定による報告があった場合には、当該報告に係る書類の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第10条 補助金の交付は補助対象期間に応じ、補助金交付請求書(様式第7号)により請求するものとする。

2 第1項の補助金交付請求書の提出期限は、令和5年3月6日とする。

(状況報告)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の遂行状況について、報告を求めることができる。

(検査等)

第12条 市長は、補助事業の適正な執行の確認の必要があると認めるときは、

補助事業者に対して報告又は関係書類の提出を求め、若しくは帳簿、書類その他の物件等を検査することができる。

(補助金の返還)

第13条 市長は、次に掲げる事項に該当する場合は、補助金の返還を求めるとする。

- (1) 虚偽の申請又は不正な手段により補助金の交付を受けた者
- (2) 補助金の交付後に正当な理由なく事業を継続しない者又は継続する意志が認められないと判断される者

(支援事業の経理等)

第14条 補助事業者は、補助金にかかる経理を明確にするとともに、補助金の申請等に要した関係書類及び証拠書類等を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(権利の譲渡又は担保の禁止)

第15条 補助金を受ける権利は譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補助事業者の公表)

第16条 市長は、必要と認める場合は、補助事業者の名称、代表者名、補助事業者の内容等について公表できるものとする。

(施行の細目)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和5年2月8日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の失効前に補助金の交付決定を受けている者については、前項の規定にかかわらず令和5年5月31日までの間、なおその効力を有する。